

特定設備等の改造に伴い実施する検査

■ 検査の概要

この検査は、既設の高圧ガス設備等に対し都道府県行政機関等の了承のもと、依頼者が指定する検査を行います。下記に参考例を示します。

(1) 特定設備の溶接を伴う部分取替又は補修

製造のための設備の変更の工事において、右図のように取替部品が既存の特定設備との溶接を伴う場合又は耐圧部分の溶接補修を行う場合に、

都道府県等行政機関に了承された検査の方法（例えば特定設備検査相当の検査）に基づき検査を行います。

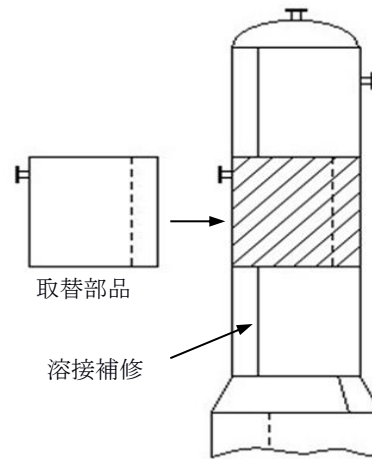


図 特定設備の部分取替等

(2) 特定設備検査規則制定前に製作された機器の部分取替

特定設備検査規則制定前（昭和 51 年 2 月以前）に製作された特定設備に相当する設備について、部分取替を行う場合、都道府県等行政機関に了承された検査の方法（例えば特定設備検査相当の検査）に基づき検査を行います。

例えば、下図のように特定設備検査規則制定前に製造した多管円筒形熱交換器の管束取替が該当します。（高圧ガス特定設備等の試験検査に関する質疑応答集[問 3-1C]参照）

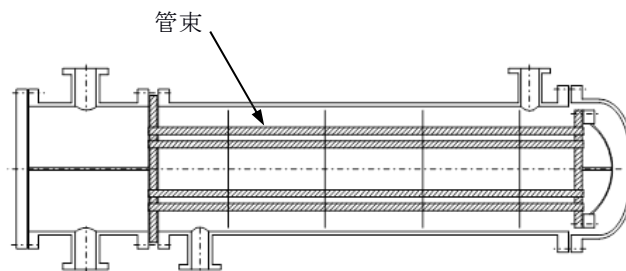


図 多管円筒形熱交換器の管束取替

■ 検査の内容

検査は、依頼者と担当県等との打ち合わせ結果に基づき指定した基準及び委託検査マニュアルに従って、書類の確認、試験の立会等を行います。